

外部サービス利用型
特定施設入居者生活介護

【指定居宅サービス事業者】

サービスの種類	特定施設入居者生活介護（介護保険法第8条第11項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であって、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設を設置する者
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	なし
関連法	老人福祉法上の届出等	有料老人ホームについては、老人福祉法第29条の届出が必要
	社会福祉法上の届出等	ケアハウス等については、第1種社会福祉事業として社会福祉法第62条第1項の届出（市町村又は社会福祉法人）又は同条第2項の許可（市町村及び社会福祉法人以外の者）が必要
法人所轄庁との連携	事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	

・ **特定施設入居者生活介護**（法第8条第11項）

有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設（以下「特定施設」という。）であって、地域密着型特定施設でないものに入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

1 「厚生労働省令で定める施設」（施行規則第15条）

- 一 養護老人ホーム
- 二 軽費老人ホーム
- 三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出られているもの（以下「適合高齢者専用賃貸住宅」という。）

2 「厚生労働省令で定める事項」(施行規則第16条)

当該要介護者の健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供するサービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項とする。

3 「厚生労働省令で定めるもの」(施行規則第17条)

入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

◎外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の指定基準

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」及び「Ⅲ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

なお、特定施設入居者生活介護のサービス量が既に必要量に達している場合には、指定されません。(法第70条第3項、第4項)

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 管理者 専らその職務に従事する管理者を置かなければならない(従業者との兼務は可)。 * 併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務は可</p> <p>2 生活相談員(常勤換算方法で計算) 利用者：生活相談員＝100：1 (利用者の数が100又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で、1人以上) うち、1人以上は専らその職務に従事し、かつ常勤であること。 当該特定施設における他の職務との兼務は可。</p> <p>3 介護職員(常勤換算方法で計算) 利用者：介護職員＝10：1 (利用者の数が10又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で、1人以上)</p> <p>4 計画作成担当者(介護支援専門員) 1以上 (利用者の数が100又はその端数を増すごとに、1を標準とする) うち、1人以上は専らその職務に従事し、かつ常勤であること 当該特定施設における他の職務との兼務は可。</p> <p>常に1以上の指定特定施設の従業者を確保しなければならない。(宿直時間帯はこの限りではない。)</p> <p>※具体的には、11(2)－5ページ以降をご覧ください。</p>

	内 容
II 設備に関する基準	<p>1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く）</p> <p>2 必要な設備 一時介護室、浴室、トイレ、食堂</p> <p>3 居室の基準 (1) 居室の定員は1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合（夫婦）は2人とすることができる。 (2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること (3) 地階に設けてはならないこと (4) 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること (5) 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>4 浴室の基準 身体の不自由な方が入浴するのに適したものであること</p> <p>5 トイレの基準 (1) 居室のある階ごとに設置すること (2) 非常用設備を設置すること</p> <p>6 食堂の基準 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること</p> <p>7 その他 (1) 車いすで円滑に移動が可能な空間と構造を確保すること (2) 建築基準法、消防法の構造設備基準を満たしていること</p> <p>※具体的には、11(2)－6ページ以降をご覧ください。</p>
III 運営に関する基準	<p>※11(2)－6ページ以降をご覧ください。</p>

人員に関する基準の参考

計画作成担当者

利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することは可。

◎特定施設入居者生活介護事業所に関する指定基準について（法第74条）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平11厚令37」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号：保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：保健福祉局老人福祉計画課長通知）

「平12老企54」＝通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平13老発155」＝「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年老発第155号：厚生労働省老健局長通知）

※「平11厚令37第192条準用（第11条第1項）」は、「平11厚令37第192条により準用する第11条第1項」という意味です。

I 人員に関する基準

（1）介護職員

平11厚令37第192条の4第2項第2号の介護職員について、要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとする。（平11老企25第3の10の二の(1)）

（2）常に1以上確保すべき従業者

平11厚令37第192条の4第4項の「指定特定施設の従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。（平11老企25第3の10の二の1の(2)）

（3）生活相談員（平11厚令37第192条の4第5項）

生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

（4）計画作成担当者（平11厚令37第192条の4第6項）

計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められる者とし、そのうち1人以上は常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。

（5）管理者（平11厚令37第192条の5）

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業

所、施設等の職務に従事することができるものとする。

II 設備に関する基準（平 11 厚令 37 第 192 条の 6）

- (1) 平 11 厚令 37 第 192 条の 6 第 4 項において、居室及び食堂についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。
- (2) 平 11 厚令 37 第 192 条の 6 第 5 項の「利用者が車いすで円滑に移動することが可能な空間と構造」とは、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。
- (3) 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。（平 11 厚令 37 第 192 条の 6 第 6 項）

III 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び契約の締結等

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 7 第 1 項）
- (2) 文書は、わかりやすいものとしなければならない。また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の 10 の二の 3 の(1)）
- (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 7 第 2 項）
- (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 7 第 3 項）

2 受給資格等の確認

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 11 条第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するよう努めなければならない。(法第 73 条第 2 項、平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 11 条第 2 項))

3 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 12 条第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 12 条第 2 項))

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (179 条第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に代えて当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (179 条第 2 項))
- (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 179 条第 3 項))
- (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定

特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 179 条第 4 項))

5 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意

老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム及び施行規則第 15 条第 3 号規定する適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設において外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 180 条))

また、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村(又は国民健康保険団体連合会)に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3 の(3)を準用)

6 サービスの提供の記録

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 181 条第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基本サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 181 条第 2 項))

7 利用料等の受領

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 182 条第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介

護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 182 条第 2 項))

- (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けてはならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 182 条第 3 項))
- ① 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - ② おむつ代
 - ③ ①から②に掲げるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- なお、③の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱わなければならない。(平 12 老企 54)
- (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及びその費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 182 条第 4 項))
- (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、規則第 82 条で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。(法第 41 条第 8 項)
- (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額を超えるときは、現に当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。(規則第 65 条)

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 183 条第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、次項(1)の特定施設サービス計画

に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 183 条第 2 項))

- (3) 外部サービス利用型指定特定施設の特定施設従業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 183 条第 3 項))
- (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 183 条第 4 項))

※身体拘束禁止の対象となる具体的行為 (平 13 老発 155 (身体拘束ゼロへの手引き))

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール) で囲む。
 - ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
 - ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
 - ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣 (つなぎ服) を着せる。
 - ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持たなければならない。そのため、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めなければならない。(平 13 老発 155 の 2・3)
 - (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種に従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しなければならない。(平 13 老発 155 の 3・5)

※改善計画に盛り込むべき内容

- ① 事業所内の推進体制
- ② 介護の提供体制の見直し

- ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き
 - ④ 事業所の設備等の改善
 - ⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み
 - ⑥ 利用者の家族への十分な説明
 - ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標
- (7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。(平11厚令37第192条の12準用(第183条第5項))
- なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考とすること。(平13老発155の6)
- (8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(平11厚令37第192条の12準用(第183条第6項))

9 特定施設サービス計画の作成

- (1) 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。(平11厚令37第192条の12準用(第184条第1項))
- (2) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。(平11厚令37第192条の12準用(第184条第2項))
- (3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。(平11厚令37第192条の12準用(第184条第3項))
- (4) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。(平11厚令37第192条の12準用(第184条第4項))
- (5) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。(平11厚令37第192条の12準用(第184条第5項))
- (6) 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、

特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 184 条第 6 項))

- (7) 上記(2)から(5)までの規定は、(6)に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 184 条第 7 項))

10 保険給付の請求のための証明書の交付

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 21 条))

11 受託居宅サービスの提供

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 8 第 1 項)

なお、「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の二の 3 の(2)の①)

- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 8 第 2 項)

介護サービス提供に係る文書による報告は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者による、介護サービス提供の実施状況を把握するため、介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービス内容等を文書により報告させることとしたものである。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の二の 3 の(2)の②)

12 相談及び援助

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 187 条))

13 利用者の家族との連携等

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 188 条))

14 利用者に関する市町村への通知

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 26 条))

- ① 正当な理由なしに外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

15 緊急時等の対応

- (1) 特定施設の従業者は、現に外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 51 条))
- (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 2 の 3 の (3) の ② を準用)

16 管理者の責務

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、特定施設従業者の管理及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 52 条第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 12 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 52 条第 2 項))

17 運営規程

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に

掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 9)

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- ③ 入居定員及び居室数
- ④ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- ⑥ 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- ⑦ 施設の利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ その他運営に関する重要事項

18 受託居宅サービス事業者への委託

(1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 1 項)

なお、委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。また、委託居宅サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の二の 3 の (4) の ①)

- ①当該委託の範囲
- ②当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- ③受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が定期的確認する旨
- ④外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨

また、指示は文書により行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の二の 3 の (4) の ③)

- ⑤外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所用の措置を講じるよう指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨
- ⑥受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ⑦その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

- (2) 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 2 項)
- (3) 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護とする。(平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 3 項)
- (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。(平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 4 項)
- また、当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を知事に提出すること。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の二の 3 の(4)の⑥)
- (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定訪問入浴、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与及び指定認知症対応型通所介護を提供する事業者と、利用者の状況に応じて、(1)の規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。(平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 5 項)
- (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 6 項)
- (7) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。(平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 7 項)
- (8) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 8 項)
- (9) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は(1)の③及び(1)の⑤の確認の結果の記録を作成しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の二の 3 の(4)の②)
- また確認の結果の記録は 2 年間保存しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の二の 3 の(4)の④)

19 勤務体制の確保等

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 190 条第 1 項))
- (2) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3 の(12)の①を準用)
- (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 190 条第 4 項))

20 地域との連携等

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 191 条の 2 第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 191 条の 2 第 2 項))

21 非常災害対策

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 103 条))

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所にあつてはその者に行わせなければならない。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3 の(6)を準用)

22 衛生管理等

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必

要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 104 条第 1 項))

- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 104 条第 2 項))

また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保たなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3 の(7)の①を準用)

- (3) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3 の(7)の②を準用)

- (4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 6 の 3 の(7)の③を準用)

23 掲示

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設の見やすい場所に、運営規程の概要、外部サービス利用型指定特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 32 条))

24 秘密保持等

- (1) 特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 33 条第 1 項))
- (2) 特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者は、当該指定特定施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 33 条第 2 項))
- (3) 特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用(第 33 条第 3 項))

25 広告

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広

告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 34 条))

26 協力医療機関等

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 191 条第 1 項))
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 191 条第 2 項))
- (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 10 の 3 の (13) の ②を準用)

27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 35 条))

28 苦情処理

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 36 条第 1 項))
具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の (23) の ①を準用)
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 36 条第 2 項))
利用者及びその家族からの苦情に対し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容

等を記録しなければならない。また、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の (23) の ② を準用）

- (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関し、法第 23 条（文書の提出等）の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用（第 36 条第 3 項））
- (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用（第 36 条第 4 項））
- (5) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条（連合会の業務）第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用（第 36 条第 5 項））
- (6) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用（第 36 条第 6 項））

29 事故発生時の対応

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用（第 37 条第 1 項））
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用（第 37 条第 2 項））
- (3) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用

(第 37 条第 3 項))

- (4) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(24)の③を準用)

30 会計の区分

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 12 準用 (第 38 条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の 1 の 3 の(25)を準用)

31 記録の整備

- (1) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 11 第 1 項)
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。(平 11 厚令 37 第 192 条の 11 第 2 項)
- ① 特定施設サービス計画
 - ② 平 11 厚令 37 第 192 条の 8 第 2 項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - ③ 平 11 厚令 37 第 192 条の 10 第 8 項に規定する結果等の記録
 - ④ 平 11 厚令 37 第 192 条の 12 において準用される第 26 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - ⑤ 平 11 厚令 37 第 192 条の 12 において準用される第 36 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑥ 平 11 厚令 37 第 192 条の 12 において準用される第 37 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - ⑦ 平 11 厚令 37 第 192 条の 12 において準用される第 181 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - ⑧ 平 11 厚令 37 第 192 条の 12 において準用される第 183 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ⑨ 平 11 厚令 37 第 192 条の 12 において準用される第 190 条第 3 項に規定する結果等の記録

⑩ 規則第 64 条第 3 号に規定する書類